

1 滋賀県における犯罪被害者等支援施策

(1) 犯罪被害者等支援施策の取組の経緯

本県における犯罪被害者等に対する支援については、平成15年4月に施行した「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく基本方針において5つの基本的方向の1つとして「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げ、犯罪被害者支援の充実、女性被害者への支援、高齢者や障害者への支援、児童虐待やDVの被害者への支援、NPO等との連携を規定するとともに、関係部局が連携して取り組みを進めてきました。

その後、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等に対する支援施策の基本理念や国・地方公共団体、国民の責務等が規定され、さらに平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、犯罪被害者等支援のための具体的な施策が示されました。

このことを受け、滋賀県においても、この基本法および基本計画に基づき県庁内各課で構成する「滋賀県犯罪被害者等支援施策連絡会議」を平成18年6月に設置し、国の基本計画に対応する施策の洗い出しを行うとともに、国の基本計画に対応する滋賀県の犯罪被害者支援施策の取組指針を策定することとし、被害者の権利や利益を保護するために、国との適切な役割分担を踏まえながら、県全体で支援施策を推進していくため、平成19年10月に「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」を策定しました。

この指針では、県民誰もが犯罪被害者になる可能性があるため、犯罪被害者等に対する理解を深め、支援の取組を進めることが、県民が安心して暮らすことのできる社会基盤の1つとなることから、「犯罪被害者に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、安心して暮らすことのできる滋賀の実現をめざしていくこと」を基本目標に総合的に施策を展開することとしました。

主な施策としては、平成19年4月から「犯罪被害者支援アドバイザー」を配置し、同年7月2日から県民活動課内に「犯罪被害者総合窓口」を開設し、各種支援施策に関する情報提供や被害者の状況に応じ、警察、福祉、教育などの関係機関団体への橋渡しサポートなどの業務を開始しました。この総合窓口については、平成21年4月から「NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター」に委託をしました。

また、取組指針の大きな柱の1つである県民理解の促進に関しては、総合窓口の開設等に関するリーフレットの作成配布、平成19年7月に滋賀県のホームページ内に「犯罪被害者支援のページ」を開設して、犯罪被害者等支援に関する情報の提供をしたほか、平成20年度は内閣府との共催で「犯罪被害者週間国民のつどい滋賀大会」の開催や内閣府のモデル事業として、犯罪被害者等に対する県民理解の促進と支援の輪を広げるといった目的で、被害者の方を「命のメッセンジャー」として、防犯、交通安全、福祉などの関係機関団体の研修会に講師を派遣する「命のメッセンジャー派遣事業」などを実施したほか、被害者支援に携わる職員の理解促進を図るために市町および県職員を対象とした研修会を開催しております。

今後とも、市町および関係機関・団体と連携して、被害者の視点に立った犯罪被害者等支援に取り組んでいきます。

注) **犯罪等とは：** 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

犯罪被害者等とは： 犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。

(2) 犯罪被害者等施策における県と市町の役割

犯罪被害者等基本法では、都道府県・市町村を区別せず、地域の状況に応じ多岐にわたる施策を総合的に推進することを求めています。

特に市町は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助などをはじめ、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれます。

県においては、市町と同様、被害者からの相談等に適切に対応するほか、各種連絡会議や研修を通じた情報提供や啓発など市町との連絡調整・支援を行うとともに、県域全体にまたがる関係機関・団体や支援制度に関する情報提供、被害者支援に携わる者への研修、被害者問題に関する調査研究など市町単位では対応が難しい取組を重点的に実施することとなります。

県・市町間の連携協力も、途切れのない支援体制をつくる上で重要です。被害者からの相談や問い合わせに対し相互に橋渡しできるよう、県と市町の間でそれぞれが有する制度・事業の情報や連携方法についての認識を共有しておく必要があります。

また、県と市町の役割分担については、地域の実情に応じて被害者が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするという視点に立った相互補完的なものとしてとらえることが重要です。

(3) 施策担当窓口部局の役割

基本計画では、内閣府において、首長部局に対し、施策を総合的に推進するための要となる「施策担当窓口部局」の確定とともに、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う「総合的な対応窓口」の設置を要請することとされています。

施策担当窓口部局では、主に以下の役割を果たすことが期待されています。

① 施策の総合的な推進に係る企画・調整

犯罪被害者等およびその支援者からの意見・要望を一元的に把握し、庁内横断的に施策の企画立案・調整を行うこと。

② 関係機関・団体間の連携の促進

国、都道府県・市町村との連携の窓口、民間団体、その他関係機関・団体との連携の窓口としての役割を果たすこと。中でも民間支援団体は、公的機関による活動と比較して、個々の被害者が抱える事情に応じたきめ細やかな支援や、継続的な支援を行える点で大きな意義を有していることから、民間団体に対する援助や連携協力に関する取組を積極的に進めることが重要です。

③ 相談・情報提供

総合的な対応窓口として、犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応して、庁内関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しなどを行うこと。

